

2001年10月吉日

殿

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山孝夫

〒525-0036 草津市草津町1512

電話077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : doyusiga@mx.biwa.ne.jp

URL : <http://www.biwa.ne.jp/~doyusiga/>

2002年度滋賀県に対する

中小企業家の要望書

2001年度滋賀県に対する中小企業家の要望書

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下、滋賀同友会：1979年1月創立、会員数480名、総従業員数約1万名、総売上高1600億）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

現在、中小企業を取り巻く環境は昨年より一層厳しさを増していますが、創立以来上記の目的のもと、会員相互の研鑽と自助努力による経営の安定・発展と中小企業を取り巻く経営環境を是正することに努めて参りました。

同友会内の活動として、県内のモノづくりの企業が自社の得意技術を連携し、地域経済の再生を担うべく、昨年製造業部会を設立しました。企業革新、商品開発に向けて、ISO、取得、中小企業創造法認定を目指しての情報交換、技術交流に取り組んでいます。また本年6月には「人類永遠の存続と繁栄を保障」する社会をめざす運動から環境問題に取り組む地球環境研究会を発足し、環境問題を中小企業の足元から見直し、企業・従業員と共に取り組む運動を進めています。

「地域の元気が日本の元気」といわれるように中小企業は日本経済において、企業数（全国99.4%・滋賀99.8%）および従業者数（全国77.6%・滋賀84.5%）で量的に多数を占める存在であり、中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させることが求められています。

私たちは、中小企業の自主的な自助努力がより一層活かされる経営環境整備に向けて、次のことを要望します。

1. 景気回復をすすめる税制の見直し、および雇用の創出

今日本経済は深刻な不況下にあり、企業倒産や失業率も増加の傾向にあります。小泉首相の「構造改革なくして成長なし」路線は、この状況にさらに拍車がかかる事を暗示させます。その路線下で最も影響を受けるのは中小企業であり、いやおうなしの倒産と失業の危機にさらされています。

このような状況において、滋賀県は「たくましい経済県」づくりを目標に掲げ、県内産業の振興を図るため、中小企業の経営革新を支援しつつ、次の時代を担う新しい産業の創出に取り組むことを進めようとしています。そして、中小企業の資金需要に応えるための特別経済対策資金の融資利率の引き下げおよび期間延長等措置等を行われました。この融資利率のさらなる引き下げ、期間延長を要望するとともに、実際の窓口となる金融機関や保証協会での、担保評価を含めた融資の判断を緩和して下さい。

そして雇用不安を回避するべく、国が行う対策に加えて、より以上に県としての効率的で力強い景気浮揚策をとり、新たな雇用の創出等を要望します。

- 1) 外形標準課税の導入は人件費比率の比較的高い中小企業ほど負担が大きく、さらに赤字経営を余儀なくされている企業にも課税されることになり、倒産や滞納の拡大に繋がるので導入には反対です。
- 2) 個人消費の回復策として、消費税率を景気の回復が明らかになるまでの間3%に戻すことを要望します。
- 3) 中小企業のIT化を推進するための総合的な施策として、「滋賀県eきずな産業推進プロジェクト」の展開をされていますが、同友会として当プロジェクトに関われるよう、検討したいと思っておりますので、現在の進捗状況をお聞かせ下さい。

2. 真の中小企業支援のための金融政策の確立を

日本経済は急速に閉塞感を増しています。一刻も早くこの閉塞感を打ち破り、経済再生が求められる今、小泉首相のもとで金融機関の不良債券処理が強引に進められれば、多くの中小企業がその巻き添えとなり、企業倒産の激増が予想されます。

このような状況下であるからこそ、中小企業家同友会が提唱する「金融アセスメント法（案）」制定の意義は大変大きくなってきます。

「金融アセスメント法(案)」とは、「貸し渋り」「貸し剥がし」がなく国民と中小企業・地域が健全で社会的に望ましいかたちで存続していくために、金融機関が持っている公共性を徹底させること、交渉力が弱い中小企業にとって著しく不利に歪められている金融機関と借り手との間の取引慣行(個人保証によって無限責任を負わされる、連帯保証をとられることなど)を改善すること、現行の官僚裁量型金融行政を利用者参加型金融行政に転換させることです。

さらに、経営基盤の脆弱な中小企業にとって、大きな役割を果たした「特別保証制度」と同様の制度を創設し、返済期間の長期化、返済条件を景況に応じて柔軟化させることが求められています。

私たち滋賀同友会が7月に実施したアンケート調査でも、「金融アセスメント法(案)」の制定と「特別保証制度」の継続、恒久的な法制化」を要望する経営者の割合が約5割に達しています。

私たち中小企業家も、自助努力で企業の展望を切り拓く努力を必死で続けていますが、その努力をバックアップする緊急の金融支援策と国民や地域の中小企業にとって真に役立つ金融システムづくりを要望します。

- 1) 現行の「中小企業安定化特別保証制度」と同等の制度を創設し、かつ恒久的な法制化に向けた予算枠の拡大を要望します。
- 2) 中小企業家同友会が目指している「金融アセスメント法(案)」の制定に向けて、滋賀県としても推進の立場を表明し、国に働き掛けて下さい。
- 3) 現行の金融検査マニュアルは、中小企業に融資する際の高率の貸倒引当金在自己資本比率を低め、融資したくてもできない仕組みが人為的に作られているとみななければなりません。ただちに中小企業の実情に沿った別の基準の「金融検査マニュアル」を作成、適用することを国に働き掛けて下さい。
- 4) ペイオフ解禁の2002年4月1日が近づくにつれて、中小企業に関わりの深い地域金融機関の預金の流出を促進させ、融資の引き上げ、事業資金の中断など、中小企業の存続を断つ可能性を高めるばかりでなく、地域金融機関の存立を危うくする懸念が増大するので、預金保険法の実効性を猶予する措置を国に再度働き掛けて下さい。

3. 中小企業を中心とした地域産業と市街地再活性化を

地域産業と市街地再活性化を考える上で、地域基盤の整備、住宅・下水道・公園・福祉施設・生活道路などの生活環境の改善が要となります。従来の公共投資型から国民生活密着型への一層の転換が必要です。

現在の地域経済は需要の停滞、販売価格の低価格化、販売ルートの短縮化などが顕著であり、これらへの対応策として経営革新に取り組んでいる企業に対して、総合的な自立支援策を要望します。その自立支援策の内容は営業力強化セミナー、企画開発、デザイン、市場開拓など企業の弱点強化や「地域中小企業ネットワークセンター(中小企業会館)」を中心にして仕事確保、仕事づくりのための企業データの情報化を進めるとともに、川下から川上まで企業間の相談体制、支援体制(産業支援プラザ・工業技術総合センター等)の役割強化を望みます。

また、地域経済の発展、地域コミュニティづくりに商店街が大きな役割を果たしてきましたが、今存亡の危機にさらされ、地域のコミュニティが衰退しています。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にしなが、大店立地法(大規模小売店舗立地法)、中心市街地活性化法、改正都市計画法、「街づくり3法」を活用し、抜本的な新しい街づくりを進め、既成市街地の活性化、良好な生活環境を実現することを要望します。私たち中小企業家同友会はそのためなら会を挙げて支援します。

滋賀同友会会員企業へのアンケート調査を基に、下記の項目を要望します。

- 1) 「(仮称) 滋賀21会館」整備事業の基本計画が発表されました。私どもも「地域中小企業ネットワークセンター(中小企業会館)」の建設をかねてより要望しており「滋賀21会館」がそのような機能を持つものとして推進されることを歓迎します。「滋賀21会館」がより機能的に、利用者の利便性を追求した施設として設置されることを希望する立場から、現在商工労働会館に入居している団体だけではなく、広く自主的な地域の経済団体にも呼びかけて、計画・運営されることと、そして現在の進捗状況と今後の方針を明らかにして下さい。
- 2) 自治体が行う官公需の地元の中小企業向け発注比率を現状より高めて下さい。また、その比率と分野別比率を

明らかにして下さい。

- 3) 観光立県として、市街地の活性化と、観光客流入のため琵琶湖環状鉄道の整備促進を働きかけて下さい。
- 4) 滋賀県産の木材利用のために、林業家の育成と流通システム作りのための助成制度を講じて下さい。
- 5) 当面、産業支援プラザが総合相談窓口として、何でも安心して相談でき、我がこととして素早く行動してくれる頼もしい総合相談窓口として機能するようにして下さい。そのために、次のような役割を果たしワンストップサービスを行える人的充実をはかって下さい。
 - ①商品開発・新分野進出の指導・相談機能
 - ②マーケティング、国内外の市場開拓の指導・相談機能
 - ③第1次産業との連携に関わる指導・相談機能
 - ④中小企業の様々な公的支援（国・市・町村ごとの）制度活用についての指導・相談機能
 - ⑤大学や各研究機関活用に関する指導・相談機能
 - ⑥人材の確保に関する指導・相談機能
 - ⑦相談時間の延長
 - ⑧地域独自の産業活性化に関する指導・相談機能
- 6) 県内中小企業の技術力向上をはかり、新分野の開拓や新規創業をする観点で工業技術センター等と共同研究、研究開発に協力と支援をお願いします。
- 7) 資金力、情報力が少ない中小企業に産、官、学、金（金融機関）の交流によって共同研究の普及・協力支援策を講じて下さい。
- 8) ピアザ淡海など公的施設の使用時間を、地域の実態に応じて、延長して下さい。また、駐車場の整備、施設利用の場合の駐車料金無料化を望みます。
- 9) 中小企業経営革新法を基に既存中小企業の「経営革新」にも適切にバックアップして下さい。
- 10) 市町村と協力し、地域ごとの（中小企業振興懇談会：仮称）をつくり、各地域に応じた中小企業振興策を講じて下さい。
- 11) 県内に工業団地は多くありますが、中小企業の実情にあった用地面積、価格帯のものが少ないので、中小零細向けの土地の整備、斡旋して下さい。
- 12) 県の入札全般は本庁で行われることが多いのですが、現状以上に県の出先機関（地域振興局等）で実施して下さい。
- 13) 衣・食・住に代表される日本の伝統産業やモノづくりの技能は、市場競争原理のみでは存在できません。神戸市での実施に代表されるマイスター制度（滋賀県版）を制定し、その従事者が誇り高く、安心して仕事に取り組み、後継者が育つ環境を保障するよう、物心両面で支援策を講じて下さい。

参考 <http://www1.mesh.ne.jp/kobe-mic/kipc/meister/meister.htm>

4. 安心して働ける労働環境に向けて福祉制度の充実を

中小企業で働く女性が年々増加していますが、男女雇用均等法のもとにおいても家庭内で女性が育児、介護等の中心を担っている実態を少しでも改善するために、安定した労働環境を社会的に保証していくシステムの確立が急がれます。

また、高齢化の進行と少子化社会への対策、また障害者の社会参加等の整備が急がれます。

介護保険の保険料半額徴収が昨年10月から始まり、介護保険の制度的な問題点が出ています。より質の高いサービスの提供、低所得者層への負担軽減策をとっている自治体に助成を進めるために、介護保険制度の是正が求められています。

- 1) 介護保険の滋賀県としての利用想定と実際の利用率、介護度1～5段階のそれぞれの利用率を明らかにして下さい。
- 2) 低所得者層への助成金及び、介護保険料負担の軽減策を明らかにして下さい。

- 3) 都市部での保育所の待機児童が増えています。市町村別での待機数を明らかにして下さい。また、待機児童の解消のために国や県ではどのような対策を考えておられるのか明らかにして下さい。
- 4) 高齢化対策で新ゴールドプランの実施最終年にあたり、滋賀県での成果を明らかにして下さい。また、養護施設や特別介護老人施設などにまだ入所できない老人が多数おられますが、国や県は今後どのような施策で解消しようと考えてられるのか明らかにして下さい。

5. 人間らしく育つための教育・人材育成

私たち中小企業は地域雇用と活性化の担い手として、働くことを通して若者達を「企業に役立つ人材」である前に「社会で一人前に通用する人格の形成」をめざし、人間教育を進めています。

大津支部では、健全な中小企業の役割を地域へ広め、働くことの意義、働くことで人として育つことに気づくことを自社の経営革新の機会と位置付け、中学生の職場体験学習を受け入れています。

また「起業家精神」の育成をめざし、企業の採用活動とは完全に切り離して大学生のインターンシップにも取り組んでいます（製造業部会）。

このように子供や学生たちが働くことを通じ、社会性豊かに育つ気づきの場として積極的に支援と協力しております。

私たち同友会では、人材を育成すること、そして環境を重視した地域ぐるみでの教育（地域、学校、保護者、企業）を推進することは重要な課題ととらえ、精一杯の努力をしなければならないと考えております。

さらに中小企業の経営革新を支援し、人材育成を行うために外部の経営資源である大学・研究機関をつなぐ媒介機関（官）の設置と機能強化を図り、産・官・学・金（金融機関）の交流や共同研究を推進することも大切です。

- 1) 青年や子供達が健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会として、労働体験を中学校・高等学校の授業の一環に取り込み、その現場として中小企業を積極的に活用し成果を得ることは重要であり、これらの事業に協力と支援をお願いします。（職場体験学習・インターンシップ受け入れ時の保険など）
- 2) 中小企業について子ども、生徒、学生、地域に正確な理解と認識がはかれるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教えていただくシステムを講じて下さい。そのための一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び、教師が中小企業の現場で現状以上に研修する機会を増やして下さい。
- 3) 長期的視野にたって人材を育成するためには教師、保護者、行政、企業経営者等が協力しあい、地域内で共に努力を積み重ねることが必要です。そこでこれら4者による懇談会やシンポジウム等の試みに対し積極的な支援をお願いします。

小学、中学、高等学校で徹底した環境教育をして下さい。そのことが環境の大切さ、すべての生き物の大切さ、ひいては人間へのやさしさへ転化し、それぞれの生き物が共生することによってバランスのとれた環境が生み出されることを学習することによって、次代を担う健全な若者が育つと考えます。

6. 滋賀県の環境悪化を止め、琵琶湖の水質改善のための政策を。また環境ビジネスの育成と環境共生企業への支援策を

私たちは1995年6月に「琵琶湖淀川水系の水質を守るために：水環境行動憲章」を発表しました。翌96年2月に会の内外に向けて冊子を発行し、自然と共生する中小企業経営と環境保全型社会をめざして、実行できることから取り組んできました。

2000年4月には滋賀同友会に製造業部会（Hip滋賀）が発足し、その研究会として「環境問題研究会」が誕生しました。その後、「地球環境の保全は、より幅広い中小企業家や市民と連携する中でこそ実現できる」という思い

が高まり、滋賀同友会全体の運動として環境問題に取り組むために、今年6月に「地球環境研究会（愛称：びわこ1400）」を発足しました。環境破壊の20世紀を総括し、21世紀を環境再生の世紀とするために、環境保全型の社会づくりをめざして、志を同じくする全国の会員と共に、「中小企業地球環境問題交流会」の成功を担い、環境保全への思いを摺り合わせてきました。

また、「第9回世界湖沼会議が滋賀で開催されることを契機として、中小企業環境サミットを開催しよう」と滋賀同友会が発議し、今年11月15日（木）・16日（金）に、「2001年中小企業地球環境問題交流会」（会場：ホテルニューオウミ）の開催が決定され、滋賀同友会が開催を担当します。

さらに、「地球環境研究会」の活動を湖国21世紀記念事業協会「水といのちの活動」に登録し、「中小企業地球環境問題交流会」は第9回世界湖沼会議の「自由会議」として認証を受け、行政とのパートナーシップにも積極的に取り組んでおります。

私たちは、生命の尊厳性を尊重する理念を持ち、人類永遠の発展と存続を志し、環境保全に中小企業家として積極的に関わり実践してゆく立場から、以下の点について要望します。

- 1) マザーレイク21計画（琵琶湖総合保全整備計画）は、私たち中小企業家も含めた多くの県民参加で取り組まなければなりません。しかし、計画の具体的内容と進捗状況については十分に知られていないと思います。滋賀同友会としても勉強会を開催しますので、県による詳細な説明の機会を持っていただくようお願いいたします。
- 2) 「第9回世界湖沼会議」後、滋賀県としての環境問題への取り組みの方針、具体的な活動計画を明らかにして下さい。また今後環境に取り組む諸団体に対して支援と協力をお願いします。
- 3) 滋賀同友会では「地球環境研究会」を発足いたしました。今後、中小企業における環境問題を考える上で地域や他団体、産・学・官との連携をはかり、学習を積み重ね、経験を交流したいと考えていますので、県より恒常的な参加をお願いします。
- 4) ゼロエミッションをめざすモデル地区を、県の事業として取り組み、その経験を広く街づくりに生かして下さい。
- 5) 里山づくり等、環境と景観を考えたモデル街づくりを、地域や企業家・識者を交えて行政として取り組んで下さい。
- 6) ダム建設は、国も中止の方針を出しました。県としても「脱ダム宣言」をお願いします。特に、丹生川ダムの建設は、琵琶湖を死湖にするとの可能性が指摘されています。また、マザーレイク21計画とも矛盾しますので、即時中止をお願いします。
- 7) 山の保全と琵琶湖の水質保全は、不離一体のものです。琵琶湖を“生命を育む宝湖”とするため、自然林の復活、林業と林業後継者育成にむけた積極的な施策をお願いします。
- 8) 低公害車普及のためのスタンド等の条件整備、また車への助成金制度について県の方針を示して下さい。
- 9) 私たちが取り組む合同の新入社員教育では、琵琶湖の水環境をテーマに講義を行っています。このような自主的な団体や企業で行う環境教育の場へ、県から専門家を講師として派遣できるシステムを作して下さい。
- 10) 環境保全型社会をめざして中小企業等が行う環境ビジネスが、効果的に発展する土壌を作るため、県としてさらなる積極的支援をお願いします。
- 11) 水環境、地球環境保全の恒久的な要望

(ア) 山や森を再生させるための針葉樹林から広葉落葉樹林への転換をし、自然の山や森にダムの機能を果たさせる。

(イ) 水田や池、小河川、内湖を守ること。

(ウ) コンクリートによる三面ばりの河川工事をやめ、多自然型の川づくりをすすめ復活させる。

(エ) 処理場の分散した建設、中水の再利用、水循環システムの再構築。

(オ) エコシティの実践、太陽熱・風力・生ごみ発電・バイオマス等の活用を積極的に進める。

(カ) 透水性の舗装工事の推進。

(キ) デポジット制の導入。

以上